



介護保険

中新川だより

2023.7.1
No.44

介護保険
中新川だより

2023.7.1
No.44

編集・発行 中新川広域行政事務組合
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242 TEL076-464-1316 FAX076-463-3199

■ E-mail kaigohoken@union.nakanikawa.toyama.jp
■ URL http://www.union.nakanikawa.toyama.jp

高齢者の「認知症」

認知症は、誰でも発症する可能性のある病気です。

認知症とは

認知症は、脳の働きの低下などが原因となってさまざまな症状が発生し、生活するうえで支障が出ている状態のことを指します。

認知症のサイン

- ・ 同じ話を繰り返す、同じものを不必要に何度も買ってくる。
- ・ 運転や計算などのミスが増えた。
- ・ 些細なことで怒りやすくなった
- ・ 「このごろ、様子がおかしい」と周囲から言われた。
- ・ 趣味や好きなテレビ番組に興味がわなくなった。



認知症と生活習慣の関連性

生活習慣病は、認知症リスクを高めると言われています。また、高血圧は動脈硬化を促進し、脳卒中を原因とする認知症を招く危険性があるとされています。食生活の改善・睡眠時間の見直し・適度な運動で認知症を予防しましょう。



相談したいときはこちらへ

地域包括支援センターでは、ケアマネジャーや社会福祉士、保健師が中心となり皆さんの相談に応じています。

各地域の相談窓口	電話番号	住所
舟橋村地域包括支援センター (舟橋村社会福祉協議会)	076-464-1847	舟橋村仏生寺55番地 (舟橋村役場2階)
上市町地域包括支援センター	076-473-2811	上市町湯上野1176番地
立山町地域包括支援センター	076-462-9088 076-462-9958	立山町前沢1169番地 (立山町元気交流ステーション3階)

共通相談窓口	電話番号	住所
中新川広域行政事務組合 介護保険課	076-464-1316	舟橋村国重242番地

☆上記機関にパンフレット「認知症支え合いガイド」を用意していますので、ご利用ください。

介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食事・部屋代について、低所得者を対象に負担軽減を行っています。

軽減を受けるには申請が必要で、申請いただいた後、対象者には「介護保険負担限度額認定証」を郵送しています。また、既に認定証をお持ちの方も、有効期限が令和5年7月31日までですので、継続して軽減を受けるには更新申請が必要です。

利用者負担段階	対象者 <第1～3段階①・②の方が負担軽減の対象>		
	所得等の要件(※1)	預貯金等の要件(※1)	
第1段階	●市町村民税非課税世帯(※2)の老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)	
第2段階	●市町村民税非課税世帯(※2)	●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が80万円以下	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①		●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が80万円超～120万円以下	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②		●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が120万円超	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)
第4段階(対象外)	●上記以外の方(市町村民税課税世帯(※2)の方)		

(※1)「所得等の要件」及び「預貯金等の要件」の両方を満たすことが必要(満たしていない場合、第4段階となる)

(※2)世帯には、世帯分離している配偶者を含む

(※3)平成28年8月以降は、非課税年金(障害年金・遺族年金)も含む

高額介護(介護予防)サービス費について

月々の介護費の自己負担額が世帯合計(又は個人)で上限を超えた場合に、その超えた分が払い戻されます。

所得段階	所得区分	上限額(月額)
第1段階	①生活保護の被保護者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合(境界層)	
	③市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	
第2段階	●市町村民税非課税世帯で [公的年金等収入金額 + その他合計所得金額]が80万以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	●市町村民税非課税世帯 ●24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合(境界層)	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円(年収約770万円)未満	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円
	②課税所得約380万円(年収約770万円)～約690万円(年収約1,160万円)未満	
	③所得約690万円(年収約1,160万円)以上	

介護保険に関するお問い合わせは…

〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242
中新川広域行政事務組合
介護保険課 ☎464-1316

地域包括支援センター

舟橋村 ☎464-1847
上市町 ☎473-2811
立山町 ☎462-9088



介護保険料 (令和5年度)と 納め方

65歳以上の方



前年分の本人の所得や世帯の課税状況によって11段階で算定します。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定(変更)します。

保険料額

所得段階	対象となる方	負担割合	年額保険料	
第1段階	町村民税非課税世帯	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者	18,800円	
		課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.25	
		課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.4	
第2段階	町村民税非課税世帯	課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	52,600円	
第3段階		課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.7	
第4段階		本人非課税	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	67,600円
第5段階	課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方		基準額	
第6段階	町村民税課税世帯	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	86,400円
第7段階			合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.15
第8段階		本人課税	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.3
第9段階			合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.55
第10段階			合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	基準額×1.8
第11段階			合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.0
		合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.1	157,800円

※第1段階～第3段階は公費負担により保険料が軽減されています。
※保険料の算定は、4月1日現在の世帯構成員をもとに算定します。

- 老齢福祉年金とは… 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金。
- 合計所得金額とは… 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除をする前の金額。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額。
- 課税年金収入額とは… 国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金等は含まない。

保険料の納め方

受給している年金(老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます)の額等によって2通りに分かります。

年金が年額18万円以上の方

- ◆年金から【天引き】になります(特別徴収)

保険料の年額が、年6回に分けて、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に天引きされます。

- 年金が年額18万円未満の方
- 年度途中で保険料額が変更になった方
- 65歳到達者、転入等された方(通常、半年から1年後に年金天引きになります。)

- ◆納期ごとに【納付書】をもって指定の金融機関または中新川広域行政事務組合で納めます(普通徴収)

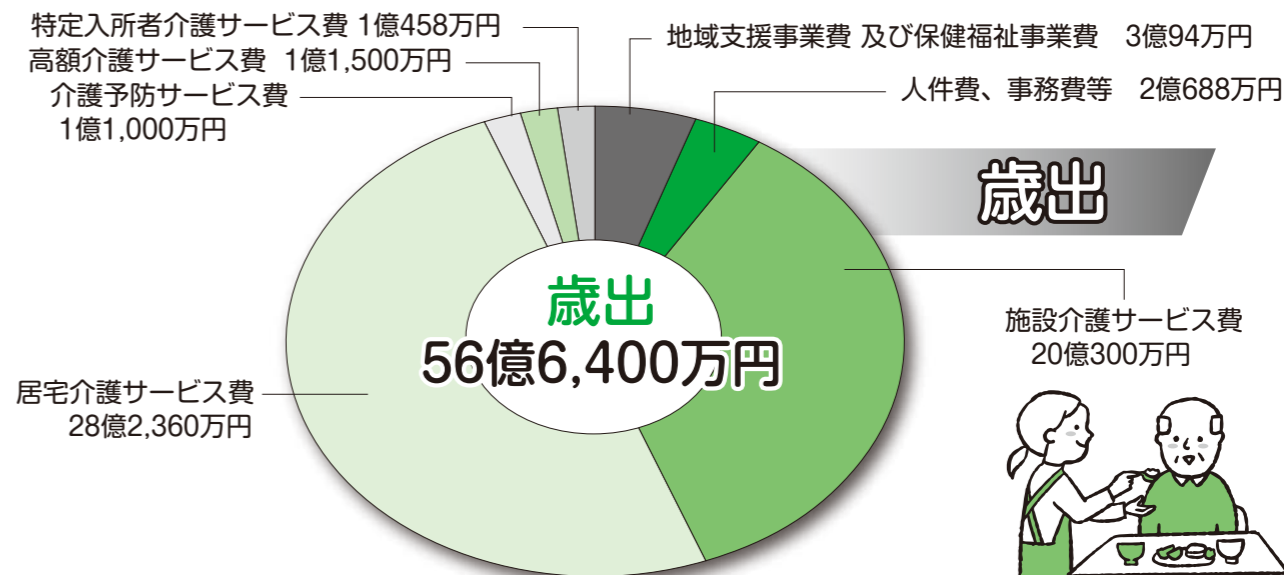
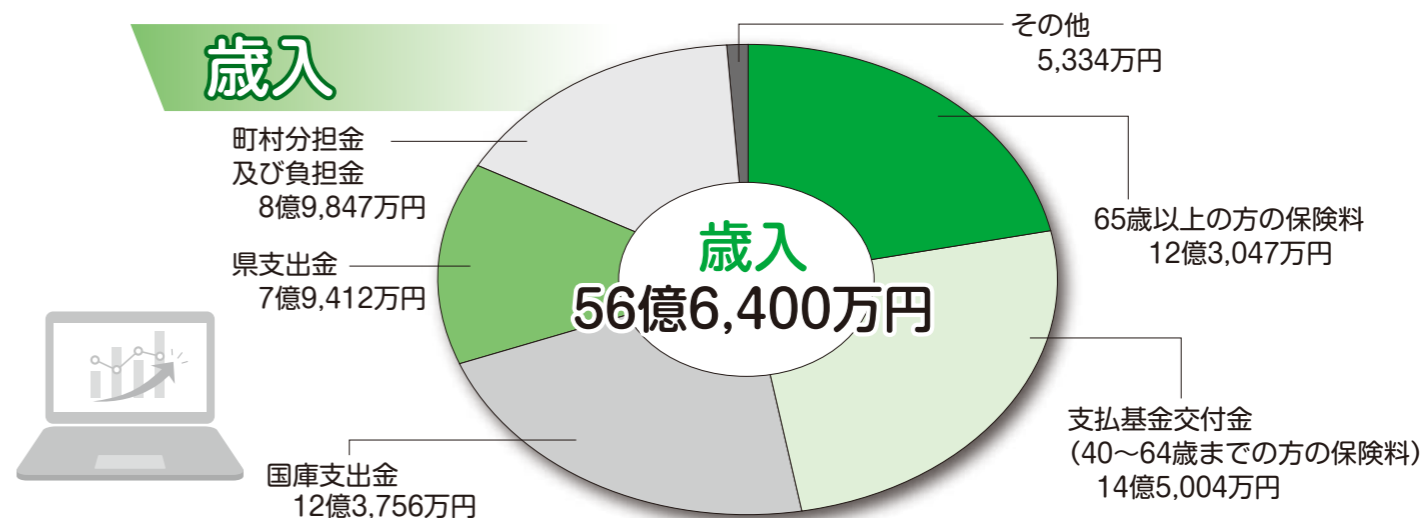
納期月
7月～2月毎月末

便利で確実な口座振替
がおすすめです。

令和5年度 介護保険予算概要

令和5年度 予算について

令和5年度の介護保険事業特別会計当初予算総額は、56億6,400万円です。
今年度も、適正で円滑な事業の推進に取り組んでいきます。



歳出項目の説明

- ◆施設介護サービス費
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の入所者の保険給付費
- ◆居宅介護サービス費
(地域密着型サービス費を含む)
要介護一～五の方のデイサービス、訪問介護、通所リハビリテーション、認知症グループホームなどの保険給付費
- ◆介護予防サービス費
要支援一・二の方のデイサービス、訪問介護等の保険給付費
- ◆高額介護サービス費
一カ月に支払った介護保険の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合に支給されるもの
- ◆特定入所者介護サービス費
低所得者の方が施設入所やショートステイを利用されたときの食費、部屋代の負担限度額を超えた分の費用を支給するもの
- ◆地域支援事業費及び保健福祉事業費
主に要支援の方のデイサービス・訪問介護給付と介護予防・家族への支援のための費用。(地域包括支援センターを中心として、事業を実施しています。)